

電気工事業の廃止届出について

建設業の許可を受け、電気工事業者の開始届出をしている方が事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

1 廃止の届出に必要な書類

- (1) 電気工事業廃止届出書（様式第20）
- (2) 電気工事業届出書受理通知書（原本）
 - ※ 紛失などにより電気工事業届出書受理通知書を返納できない場合は、電気工事業届出書受理通知書紛失届出書を提出してください。
 - ※ 失った電気工事業届出書受理通知書を発見したときには、遅滞なく返還してください。

2 届出方法

上記の必要書類をそろえて、提出してください。

様式第20【第25条】

電気工事業廃止届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 -)

住 所
ふりがな
氏名または名称

法人にあつては
代表者の氏名
電 話

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

年 月 日 広島県知事許可 (-) 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考)1 ×印の項は、記載しないこと。

電気工事業者開始届出書受理通知書紛失届出書

年 月 日

広島県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業者開始届出書受理通知書を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

1 届出年月日及び届出番号

2 紛失年月日